

企業集団の状況

企業集団の事業内容

当社グループは、当社および子会社26社で構成され、銀行業を中心に保証業務、事業再生支援・債権管理回収業務、銀行事務代行業務等の金融サービスを提供しています。

企業集団の事業系統図

2023年1月4日現在



中小企業の経営改善および地域活性化に向けた取り組み

金融仲介機能の発揮および地域活性化に関する取り組み方針

当社グループは、地域金融機関として、地域経済の活性化・発展に貢献することが最大の使命であると考えています。これを実現するため、これまで培ってきたスキルやノウハウ、総合金融グループとしての幅広いソリューションや広域なネットワークを活用して、質の高い金融仲介機能を発揮していきます。

課題解決に向けた最適なソリューションを積極的に提供し、お取引先の成長に貢献していくことで、FFGがサステナビリティ方針として掲げる「地域経済発展への貢献」と「FFGの企業価値向上」の好循環サイクルを創出し、持続可能な地域社会を実現していくことを目指します。

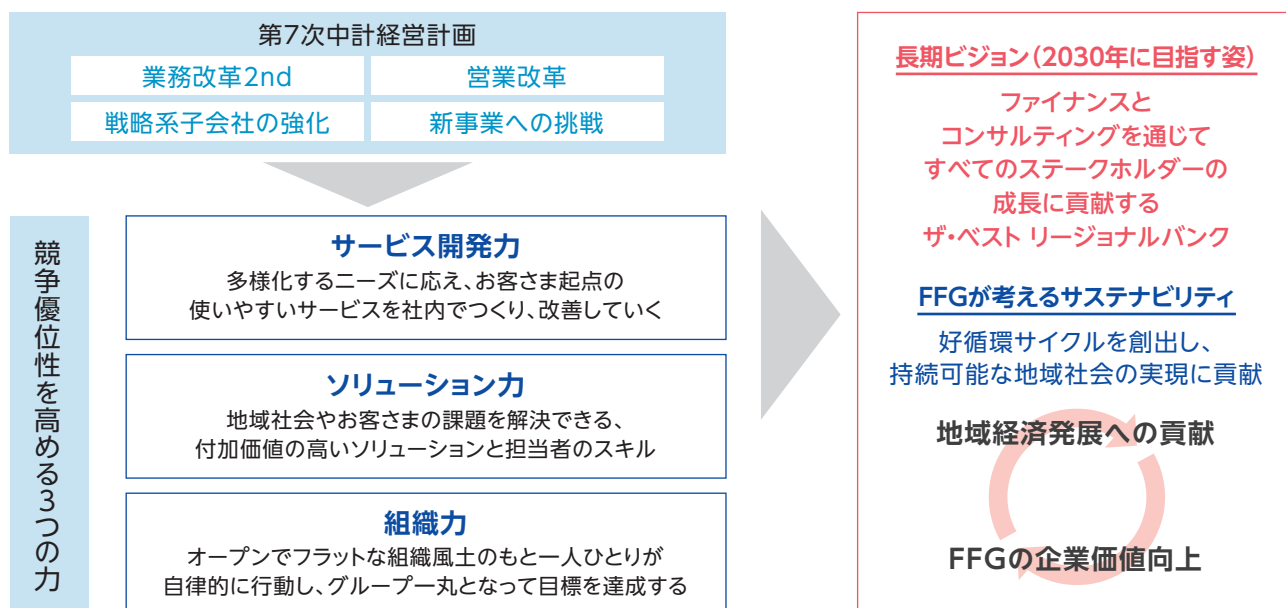
■ 持続可能な地域社会の実現に向けた金融仲介機能の発揮



FFGが目指す姿の実現に向けて

第7次中期経営計画の重点取り組みである「営業改革」では、お客さまの中・長期的なニーズや課題を共有して本業支援に取り組むゴールベース型営業を実践し、お客さま本位の営業を徹底していきます。また「戦略系子会社の強化」においては、グループ会社の事業領域を拡大することで、グループ総合力およびソリューション力を向上させます。

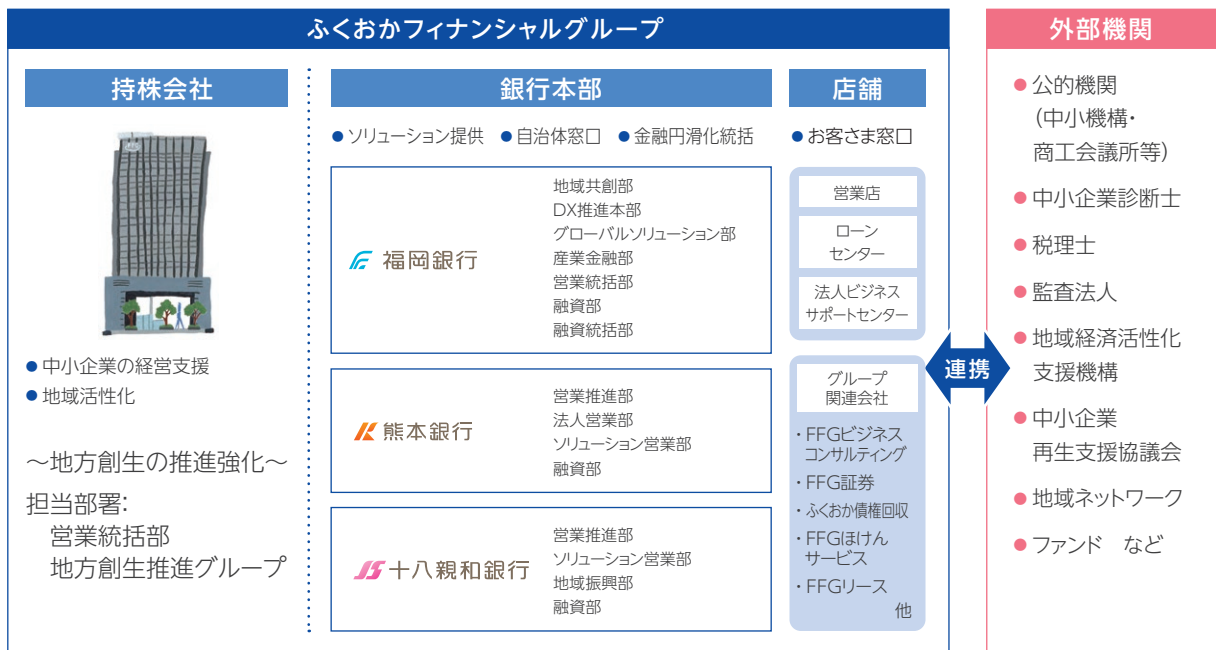
多様化するお客さまニーズに対応しながら付加価値の高いサービスを提供していく金融グループとなることで、目指す姿を実現していきます。



Ⅰ 取り組み体制

当社グループでは、グループ3行およびグループ関連会社、さらには外部専門家・外部機関との幅広いネットワークを活かしながら、事業性評価を実践することにより、お客さまの成長ステージ・経営課題・様々なニーズに応じた最適なソリューションを提供する体制を構築しています。

また、地域金融機関に期待される役割をこれまで以上に果たすべく、「地方創生推進グループ」を中心に本部・営業店・グループ各社が一体となって、当社グループが持つ知見やネットワークを外部機関などと連携しながら活用する体制を構築しています。



事業性評価の取り組み

当社グループは、ブランドスローガン「あなたのいちばんに。」を念頭に積極的な対話を通じて、さまざまなライフステージにある取引先企業の事業内容や成長可能性を適切

に評価し課題・ニーズを的確に把握するとともに、その課題等を共有し、最適なソリューションを提供することでお客さまの企業価値向上に努めています。



担保・保証に過度に依存しない融資

当社グループでは融資に際して、取引先企業の事業内容等を分析したうえで、事業に必要な資金を融資しています。その際、融資金の使途や返済原資等を総合的に勘案し、担保や保証をご提供いただく場合もありますが、必ずしも融資額相当の担保や保証をご提供いただいている訳ではございません。

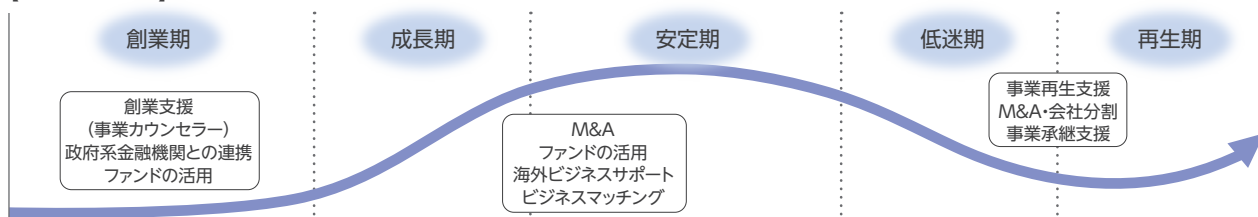
地元中小企業に対する融資においても、担保・保証の評価以上に融資を行い、与信残高に占める非保全額は50%以上で推移しています。

今後も取引先企業の事業内容や成長可能性を適切に評価する「目利き力の更なる向上」に取り組むとともに、「担保・保証に過度に依存しない融資」により一層努めていきます。

ライフステージに応じたソリューションの提供

当社グループは、お客さまの各ステージ（創業期、成長期、安定期、低迷期、再生期）におけるニーズや経営課題を解決し、中長期的な成長を支援する最適なソリューションを提供しています。

【ライフステージ】



Ⅰ 創業期

当社グループでは、ファンドを活用した安定的な資金供給や、グループ銀行に設置する「事業カウンセラー」と関係団体等とのネットワークの活用、UIJ創業セミナーなど、さまざまな創業・開業支援を積極的に行っています。

Ⅰ 成長期・安定期

当社グループでは、お客さまの販路開拓支援等のためビジネスマッチングや各種商談会を積極的に行っています。海外進出や海外への販路拡大等については、福岡銀行の海外駐在員事務所や外部提携機関と連携しサポートしています。また、お客さまの事業規模拡大等の成長支援のため、M&A等のソリューションも提供しています。

Ⅰ 低迷期・再生期

当社グループでは、事業再生・経営改善のための支援については、お客さまとの十分な話し合いを通じて営業店と本部専門部署や外部専門家と密に連携を図りながら、課題解決に向けた取り組みを行っています。財務面からの各種サポートに加えて、事業面においても経営課題の発見から改善策の策定・実施までのサポートを行っています。

今後も、これまで蓄積してきたノウハウの活用や、新しい手法を駆使し、財務・事業の両面からのサポートを目指します。

■ 事業承継

近年、経営者の高齢化が進むなか、事業承継問題は企業や地域社会にとって非常に重要な課題です。

当社グループでは、事業承継の課題解決に向けた体制を構築し、外部の専門家等とも連携しながら、各種事業承継支援メニューを提供しています。後継者問題、自社株対策、相続税対策等のお客さまのさまざまな悩みに、税理士・公認会計士等の専門家やグループ関連会社と連携してお応えします。

金融円滑化の取り組み

当社グループは、業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、中小企業者および住宅ローンをご利用のお客さまからご返済条件の変更等のお申込みなどがあった場合には、適時適切に対応していきます。

特に、中小企業者のお客さまからの経営改善・事業再生に関するご相談をいただいた場合は、お客さまの事業についての可能性やその他の状況を勘案しつつ、経営改善計画の策定支援ならびに進捗管理、助言を行うよう努めます。なお、他金融機関、政府系金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会など外部機関が関係している場合には、当該機関と緊密な連携を図るよう努めます。

◇経営改善支援先および実抜計画認定先の取り組み実績

	福岡銀行	熊本銀行	十八親和銀行
期初債務者数	39,978先	12,650先	20,196先
経営改善支援取り組み先等 (経営改善支援等取り組み率)	479先 (1.2%)	200先 (1.6%)	362先 (1.8%)
期末に債務者区分がランクアップした先数 (ランクアップ率)	13先 (2.7%)	7先 (3.5%)	30先 (8.3%)
再生計画を策定した先数 (再生計画策定率)	270先 (56.4%)	106先 (53.0%)	178先 (49.2%)

※経営改善支援先:当社グループが主導して、経営改善計画策定や経営改善計画実現に向けた支援を行う先
実抜計画認定先:当社グループが、経営改善計画を「実現可能性の高い抜本的な計画」と認定した先

(2022年4月～2022年9月)

また、お客さまと保証契約を締結する場合、お客さまから既存の保証契約の見直し・事業承継のお申し入れがあった場合、保証人である方が経営者保証に関するガイドライン研究会が定める「経営者保証に関するガイドライン」に則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、同ガイドラインおよび『事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則』に基づき誠実に対応するよう努めていきます。

※ご相談に迅速かつきめ細かく対応するため、営業店および本部に「金融円滑化対応責任者」と「金融円滑化対応担当者」を設置し、実務対応の管理を行っています。

◇「経営者保証に関するガイドライン」に係る取り組み状況 (対象期間:2022年4月～2022年9月)

(単位:件)

	福岡銀行	熊本銀行	十八親和銀行
新規融資件数	13,445	3,309	6,026
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資件数	5,168	956	2,010
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	38.4%	28.9%	33.4%
保証契約を解除した件数	736	252	471
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	3	3	0

・新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の状況（対象期間:2022年4月～2022年9月）

（単位:件）

	福岡銀行	熊本銀行	十八親和銀行
新規融資件数	13,445	3,309	6,026
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資件数※	5,168	956	2,010
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合	38.4%	28.9%	33.4%

※内訳

（単位:件）

新規に無保証で融資した件数	5,160	955	2,007
停止条件つき保証契約を活用した件数	6	0	0
解除条件つき保証契約を活用した件数	2	1	3
ABLを活用した件数	0	0	0

・事業承継時における保証徴求の状況（対象期間:2022年4月～2022年9月）

（単位:件）

	福岡銀行		熊本銀行		十八親和銀行	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
新旧両経営者から保証徴求	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
旧経営者のみから保証徴求	349	64.2%	118	63.8%	170	53.8%
新経営者のみから保証徴求	145	26.7%	52	28.1%	129	40.8%
経営者からの保証徴求なし	50	9.2%	15	8.1%	17	5.4%

ご参考

・新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の状況（対象期間:2021年10月～2022年3月）

（単位:件）

	福岡銀行	熊本銀行	十八親和銀行
新規融資件数	14,590	4,248	6,580
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資件数※	4,897	982	2,007
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合	33.6%	23.1%	30.5%

※内訳

（単位:件）

新規に無保証で融資した件数	4,891	982	2,007
停止条件つき保証契約を活用した件数	4	0	0
解除条件つき保証契約を活用した件数	2	0	0
ABLを活用した件数	0	0	0

・事業承継時における保証徴求の状況（対象期間:2021年10月～2022年3月）

（単位:件）

	福岡銀行		熊本銀行		十八親和銀行	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
新旧両経営者から保証徴求	7	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
旧経営者のみから保証徴求	167	34.7%	67	52.8%	117	47.2%
新経営者のみから保証徴求	254	52.8%	49	38.6%	100	40.3%
経営者からの保証徴求なし	53	11.0%	11	8.7%	31	12.5%

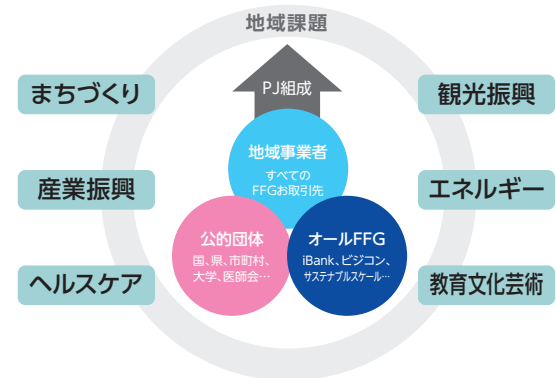
※2021年10月～2022年3月に代表者が変更となり、保証契約の解除・締結などの手続きを2022年4月～2022年9月に実施した場合は、2021年10月～2022年3月の実績を修正するとともに、2022年4月～2022年9月の実績として計上しております。

※朱色下線が修正箇所です（左記に伴い、割合も修正しています）。

FFGの考える地方創生

FFGは、地域活性化において地域金融機関に期待される役割をグループ一体となって発揮していくため、サポート体制を強化しています。

現在、各地方自治体は、国の「デジタル田園都市国家構想」に基づき、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決のため、目指すべき地域像を構築し、地方版総合戦略を改訂して、具体的な取り組みを推進しています。FFGでは、地域が自らの特色や状況を踏まえて主体的に取り組めるコンソーシアムの組成を支援し、「地場企業」の本業支援に取り組んでいるところです。



● 地方への人の流れの創出

観光分野において、福岡県糸島市の課題である「滞在時間の伸張、二次交通の拡充」の解決を目的に、地元大学と連携しヘルスツーリズムのモニターツアーの実施、周遊バスの試行運行などを支援しました。

長崎県壱岐市では、都市圏から地方への人の流れを創出する取り組みとして「長崎県壱岐SDGs共創キャンプ」を実施しました。テレワーク・ワーケーション先進地としての受入基盤やSDGsの先進性、地元での暮らしの魅力を伝え、現地での交流拡大を関係人口創出につなげました。



● 農山村の鳥獣被害防止・ジビエの認知度向上

イノシシやシカ等による農林水産物への被害は深刻な状況にあり、近年では市街地においても人的被害が発生するなど、課題を抱えている状況です。そのため、福岡県では被害防止を目的として鳥獣を捕獲するとともに、捕獲した鳥獣を単に廃棄するのではなく、地域の魅力的な資源としてとらえ、ジビエ料理として有効活用する取り組みを推進しています。



● 地域産品の販路拡大支援

オンラインストア「エンニチ」において、福岡・熊本の名店8社を集めた「土用丑の日お取り寄せ特集2022」を開催。蒲焼き・白焼き・せいろ蒸しなど、早割商品や期間限定セットなどを多数取り揃えて、お取引先の本業支援につなげました。

また、従来より開催している商談会をコロナ禍でも継続開催しています。2021年度は、熊本市と連携してオンラインで物産商談会を開催し、地元の素材を活かした食品加工品、物産品の知名度向上につながる商品PRの場・機会を提供しました。



今回、福岡県と協業し「ふくおかジビエフェア」を開催。ジビエ料理店への来店促進を目的に「エンニチFUNDING」にて食事券を販売したほか、THE LUIGANS Spa & Resortでリアルイベントを開催し、ジビエ料理店での消費拡大につなげました。



● 持続可能なまちづくり

人口減少、後継者不在の土地（農地や耕作放棄地）など、市町村や地元住民・地権者が抱える地域社会の課題をまちづくりの観点から解決に向けた取り組みを行っています。その一つとして土地区画整理事業への取り組みがあり、道路・公園等の公共施設を整備・改善しつつ農地等の土地の区画を整え宅地の利用促進を図り、市街地の新たな創出を目指しています。

まちづくりにおいて、従来のような立地環境、交通アクセスに重点を置いたコンセプトだけではなく、「安心安全」「健

康」「防災」「環境」「エネルギー」「モビリティ」などのさまざまな角度から住人の快適性を考え、地域の特性を活かした「持続可能なまちづくり」を目標として掲げ、官民連携した取り組みに挑戦しています。

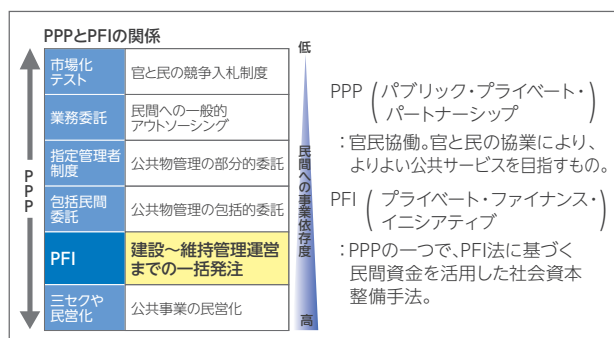


イメージ | 全体

Ⅰ PPP／PFIの取り組み

政府は、民間の事業機会の拡大による経済成長を実現していくため、新たな官民連携（PPP／PFI）事業に係る具体的な案件が自立的に展開される基盤の形成等を推進し、幅広い自治体での取り組みを促しています。これを受けて自治体でも、PPP／PFIのノウハウの共有・習得、関係者間ネットワーク構築等、具体的な動きが始まっているところです。

上記に対応する取り組みとして、地域金融機関である当社グループ3行は、「公共セクター」「地場企業」「中央大手企業」と連携し地域密着型PPP／PFIの実現に向けて取り組んでいます。特に、「地場企業」がPPP／PFI事業に参画できるように環境づくりやサポートを積極的に行っています。



地域の面的再生への積極的な参画

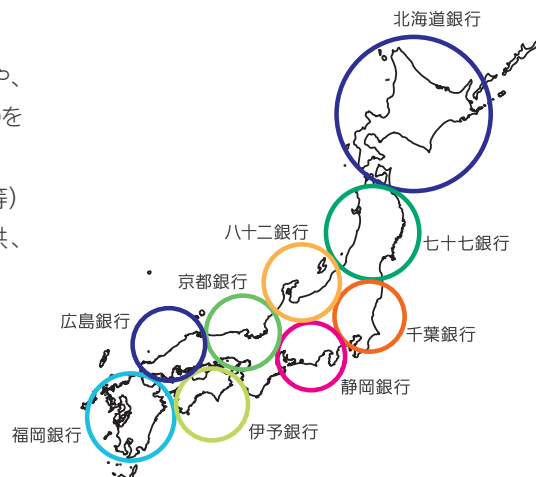
Ⅰ 地域再生・活性化ネットワーク

当社グループ傘下の福岡銀行は、地方銀行8行と『地域再生・活性化ネットワークに関する協定書』を締結しています。経営基盤・営業エリアが異なる地方銀行が連携し、各行の保有するさまざまな情報・ネットワークを相互に活用することで、従来単一の銀行ではできなかったサービスの機会、スピード、質（クオリティ）を最適なソリューションとしてご提供します。

● 具体的な取り組み

県境・地域を越えて活躍するお取引先（広域展開企業）のビジネスニーズや、地域の再生・活性化に資するさまざまな個別案件に対して、下記①②③を中心に連携・協力して対応しています。

- ①各種金融手法を活用した資金供給（シンジケートローン、協調融資等）
- ②M&Aや事業承継にかかる相手方（売り先・買い先）情報のご提供、アドバイザリーサービス
- ③ビジネスマッチング業務にかかる各種情報のご提供



リスク管理への取り組み

リスク管理について

テクノロジーの進化やSDGsへの意識の高まりをはじめとした社会の変化により、銀行にとってのビジネスチャンスが拡がりを見せる一方で、銀行が直面するリスクは一段と多様化・複雑化しています。こうした環境下、リスクを特定し、把握・分析した上で、適切にコントロールしていくリスク管理の重要性は従来にも増して高まっています。

当社グループでは、業務遂行上のさまざまなリスクを可能な限り統一的な尺度で計測し、統合的に把握した上で、「健全性の維持」と「収益力の向上」を両立させるバランスの取れた経営を目指して、グループ全体のリスク運営を行っています。

また、当社グループでは地域に根ざしたグループ各行の

ブランドを活かした広域展開を図りながら、共通化した経営インフラによるシングルプラットフォーム型の効率的な経営展開を行っています。

リスク管理に関しても、各種リスク管理手法の高度化やインフラ整備を共通のリスク管理プラットフォームにおいて水平的に展開する態勢としています。

規程体系の面では、リスク管理に係るグループ内の共通規範として『リスク管理方針』を制定するとともに、年度毎にリスク管理施策上のアクションプランとして『リスク管理プログラム』を策定し、グループ全体でリスク管理態勢の強化・高度化を推進しています。

リスクの分類と定義

当社グループでは、業務遂行から生じるリスクを可能な限り網羅的に洗い出し、下表のリスク種別に分類した上で、それぞれのリスクの性質に応じた管理を行っています。

また、各リスクの管理手法に関しては、リスク計測技術の高度化などに応じて継続的な見直しを行い、より実効的な運営に努めています。

管理対象リスクの区分

リスクカテゴリー	定 義	管理手法	
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク	V a R による管理	統合リスク管理
市場リスク	金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク		
金利リスク	資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が減少するないし損失を被るリスク		
価格変動リスク	有価証券等の価値が変動し損失を被るリスク		
為替変動リスク	外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超または負債超のポジションを有する場合に、為替の変動により損失を被るリスク	一定の定量的尺度による管理	統合的リスク管理
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク 下記のサブ・カテゴリーに分類して管理		
システムリスク	コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクおよびこれに類するリスク（災害や社会インフラの事故等によるものも含む）		
事務リスク	役職員およびその他組織構成員（パートタイマー、派遣社員等）が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクおよびこれに類するリスク		
有形資産リスク	事故、災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により、損失を被るリスク		
労務リスク	労務慣行の問題（人事処遇の問題、勤務管理上の問題および組合活動の問題をいう）、並びに職場の安全衛生環境の問題に起因して損失を被るリスク、および役職員の不法行為により使用者責任を問われるリスク		
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により、損失を被るリスク		
風評リスク	顧客やマーケット等において、事実と異なる風説、風評で評判が悪化することにより損失を被るリスク、および不適切な業務運営等が明るみに出ることにより、信認が低下し、業務運営に支障をきたすリスク	定性的評価による管理	
流動性リスク			
資金繰りリスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク		
市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク		

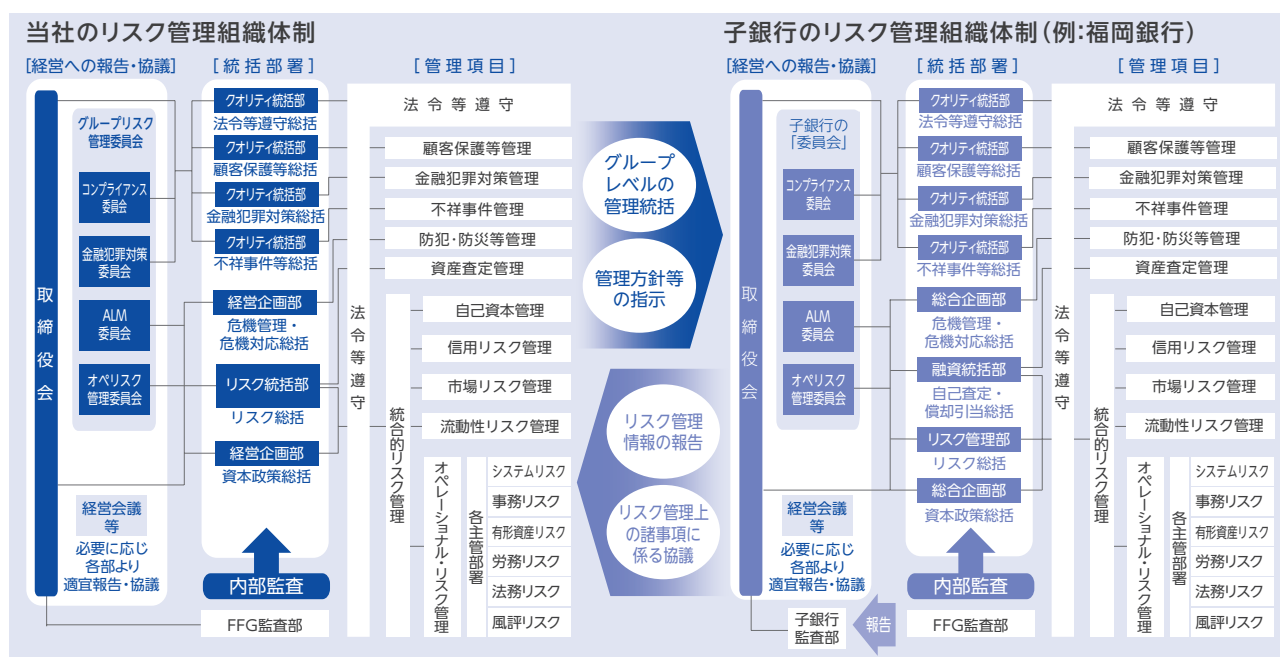
リスク管理について

■ 当社グループにおけるリスク管理体制

当社グループは、当社および各子銀行により構成される「グループリスク管理委員会」を設置し、グループが抱えるさまざまなリスクの状況をモニタリングするとともに、内部環境や外部環境の変化に即したリスク運営施策を協議して

います。

また、グループ子銀行においても、当社と同様のリスク管理体制を設け、当社と緊密に連携しながらグループとして統合的なリスク管理を行っています。



統合的リスク管理

Ⅰ 統合的リスク管理とは

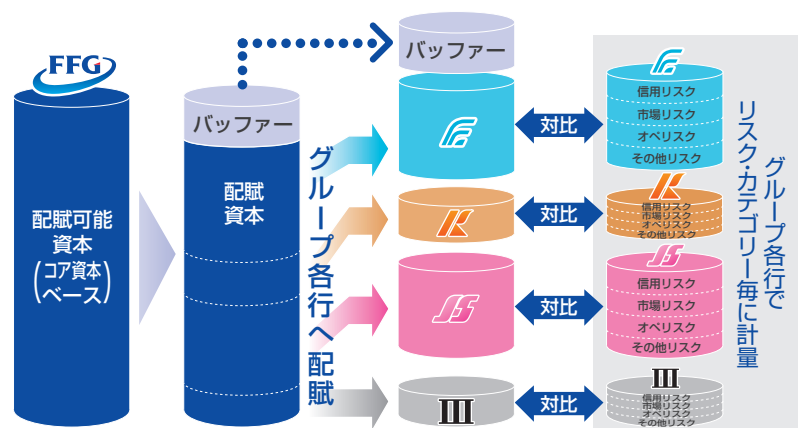
- 「統合的リスク管理」とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれない与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等のリスクも含めて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを統合的に捉え、金融機関の自己資本と対比することによって管理を行うことをいいます。
- 当社グループは、「金融機関の業務が多様化・複雑化する

中で、銀行の健全性・適切性を確保しつつ限られた資本を有効活用することで経営の効率性や収益性を高めるため、銀行のリスク・プロファイルを踏まえた適切な統合的リスク管理態勢を整備・確立する」という方針のもと、各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを合算して、当社グループの連結自己資本と対比することによって統合的リスク管理を行っています。

Ⅰ リスク資本配賦制度

- 当社グループでは統合的リスク管理の枠組みのもと、リスク資本配賦制度を導入しています。
- 具体的には、当社グループの連結自己資本（コア資本）をベースに、「配賦資本」を設定し、残余部分については定量的に計測困難なリスク等に対するバッファとして確保する枠組みです。
- 「配賦資本」は、グループ各行へ配賦され、月次でのモニタリング・管理を行います。

■ グループリスク資本配賦制度の枠組み



自己資本管理

- 当社グループでは、自己資本充実度を適切に管理し、リスクに見合った十分な自己資本を確保することにより、グループ全体の業務の健全性・適切性を維持するよう努めています。
- 具体的には、「規制資本」（自己資本比率規制上の所要自己資本）と、「経済資本」（統合的リスク管理に基づく所要リスク資本）の両面から、当社グループの自己資本充実度をモニタリングし、資本健全性に問題が生じないよう業務運

営を行っています。

- また、自己資本充実度の検証の一環として、定期的にストレステストを実施しています。これは、企業倒産や担保価値の下落などによる信用コストの増大や、金利や為替等の相場変動による保有有価証券の損失発生などに関し、複数のシナリオを設定したうえで、ストレス状況下での資本健全性を確認するもので、規制資本、経済資本の両面で実施しています。

Ⅰ リスク・アセット計測手法

自己資本比率規制におけるリスク・アセット計測手法については複数の選択肢が設けられており、適用状況は右表のとおりです。

信用リスク		オペレーショナル・リスク	
先進的内部格付手法 ふくおかフィナンシャルグループ	福岡銀行	粗利益配分手法	福岡銀行
	熊本銀行※		熊本銀行
標準的手法	十八親和銀行※	基礎的手法	十八親和銀行
	みんなの銀行※		みんなの銀行

※ふくおかフィナンシャルグループの連結自己資本比率算出上は、熊本銀行は先進的内部格付手法、十八親和銀行は基礎的内部格付手法、みんなの銀行は標準的手法により算定した計数を使用します。

自己資本管理

■リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関

標準的手法のリスク・ウェイト判定には下記の適格格付機関を統一的に使用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

■当社および福岡銀行において先進的内部格付手法を部分的に適用していないエクスポージャーの性質、適切な手法に完全に移行させるための計画

先進的内部格付手法を適用している当社および福岡銀行において、一部の資産および関連会社について、標準的手法を適用しています。

1. 先進的内部格付手法の適用を除外する資産・関連会社

当社および福岡銀行では、下記の資産および関連会社について、残高が極めて僅少であること、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取り組みがリスク管理の観点から極めて重要性に乏しいこと、信用供与を主要業務としていない事業単位であること等の理由から、先進的内部格付手法の適用除外とし標準的手法により信用リスク・アセットを算出しています。

また、今後につきましても、継続的に標準的手法で算出する予定です。

(資産)

- ・与信性を除く仮払金
- ・受入手数料等にかかる未収収益
- ・預金に内包されているデリバティブ取引
- ・トラベラーズ・チェックおよび外貨小切手に買取等

(関連会社)

ふくおかフィナンシャルグループの関連子会社

- ・株式会社FFGベンチャービジネスパートナーズ
- ・iBankマーケティング株式会社
- ・ゼロバンク・デザインファクトリー株式会社
- ・株式会社FFG成長投資
- ・株式会社サステナブルスケール
- ・FFGリース株式会社
- ・株式会社FFG Succession
- ・FFG証券株式会社
- ・株式会社FFGビジネスコンサルティング
- ・株式会社長崎経済研究所
- ・FFG投信設立準備株式会社

福岡銀行の関連子会社

- ・福銀事務サービス株式会社
- ・福銀不動産調査株式会社
- ・FFGコンピューターサービス株式会社
- ・株式会社FFGカード
- ・株式会社FFGほけんサービス
- ・株式会社R&Dビジネスファクトリー

2. 内部格付手法の段階的適用とする関連会社

当社では、下記の関連会社について、将来的な内部格付手法への移行を前提として段階的適用とし、標準的手法により信用リスク・アセットを算出しています。

(関連会社)

ふくおかフィナンシャルグループの関連子会社

- ・株式会社みんなの銀行

信用リスク管理

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク」をいいます。

信用リスクは当社グループが保有する主要なリスクであり、資産の健全性を維持しつつ適正な収益をあげるうえで、適切な信用リスク管理を行うことは銀行経営における最も重要な課題の一つとなっています。

当社グループの信用リスク管理は、マルチブランド、シングルプラットフォームという当社グループの経営展開に即し、グループ共通の格付制度・審査手法・信用ポートフォリオ

管理手法等をグループ各行に導入し、運営しています。

当社グループでは、グループ全体の信用リスク管理に関する基本方針を「リスク管理方針」に定め、その方針に基づき与信業務を適切に運営するための基本的な考え方、判断・行動の基準を明記した「与信の基本方針（クレジット・ポリシー）」をグループ各行毎に定めています。

また、信用リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」では、グループの信用リスク管理態勢の強化、グループの信用ポートフォリオ運営の高度化等を掲げています。

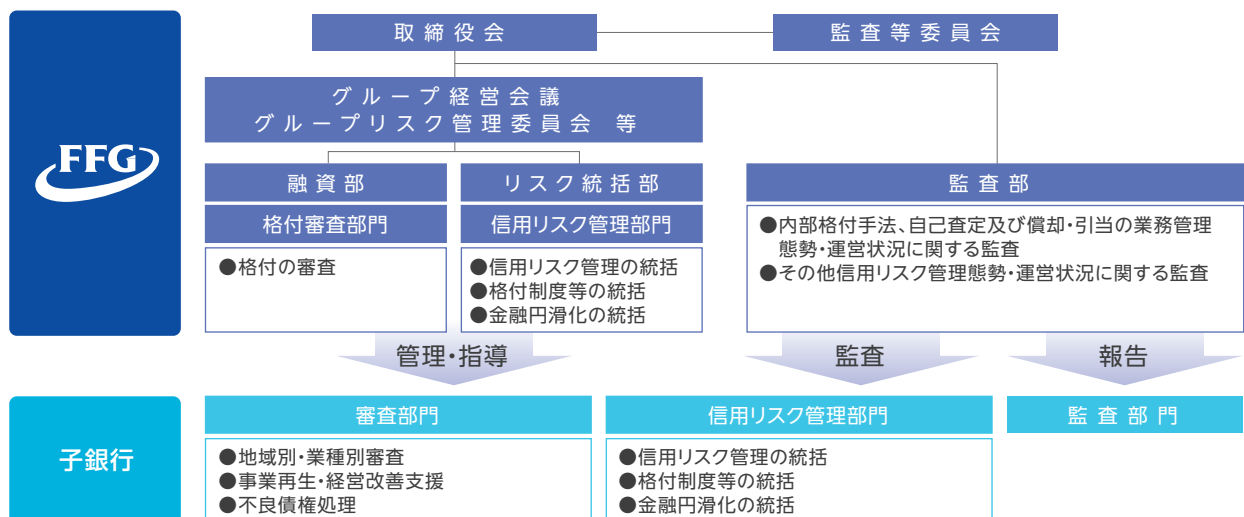
信用リスク管理体制

信用リスク管理体制として、当社のリスク統括部がグループ全体の信用リスク管理方針の策定、格付制度の管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。

個別案件の審査はグループ各行の審査所管部が、格付制度に基づく格付審査は当社の格付審査部門である融資部が中心となって、グループ各行の営業店とともに実施します。並行与信先等に関するグループレベルの管理は当社

のリスク統括部が行います。

監査業務は、グループ各行の各監査部署から独立した立場の当社監査部が信用リスク管理態勢の適切性等の監査を行います。経営への報告として、当社監査部は当社の取締役会に、グループ各行の各監査部署は当社監査部からの監査結果報告を受け各行の取締役会に報告しています。



信用リスク評価・信用リスク計量化

個別与信および与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、格付制度等に基づき与信先および案件毎の信用リスクの程度を適切に評価するとともに

信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

(1) 内部格付制度

当社グループの内部格付制度は、大きくは①債務者格付、②案件格付、③リテール・プール管理および④パラメータ推計から構成されています。

信用リスク管理

■ 内部格付制度体系

格付手法	資産区分	エクスポージャーの種類	パラメータ推計
債務者格付	事業法人向けエクスポージャー	法人や個人事業主に対する事業性の貸出金や債券等	PD LGD
	ソブリン向けエクスポージャー	国、地方公共団体等に対する貸出金や債券等	
	金融機関等向けエクスポージャー	銀行に対する預け金、コールローン等 証券会社に対する貸出金等	
	株式等エクスポージャー	株式、出資金等	
	特定貸付債権	不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等	
	証券化エクスポージャー	CMBS、小口多数の金銭債権プールを裏付けとしたABL・信託受益権等	
リテール管理	居住用不動産向けエクスポージャー	住宅ローン	PD LGD EAD
	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	カードローン、キャッシング、ショッピング	
	その他リテール向けエクスポージャー(事業性)	事業性の与信残高が一定未満の先に対する貸出金等 (アパート・ローン、小口事業貸出商品等)	
	その他リテール向けエクスポージャー(消費性)	消費性ローン(オートローン、学資ローン等)	

① 債務者格付

与信先の債務履行の確実性を表すもので、財務内容の情報をスコアリングした結果等に基づいて事業法人等を対象に付与します。債務者格付は少なくとも年1回は定期的に見直すほか、与信先の信用状況に変化があれば随時見直しを行うことで、個々の与信先やポートフォリオの状況を適時に把握できる

ようにしています。

また、この債務者格付は、法令等に基づく「債務者区分」^(注1)や「債権区分」^(注2)等とリンクしているほか、自己査定および償却・引当の基礎としても使用するもので、信用リスク管理の中核として位置付けています。

■ 債務者格付と債務者区分、債権区分、内部格付手法のデフォルト区分との対応関係

格付ランク	リスクの程度	債務者格付 定義	債務者区分 (注1)	債権区分 (注2)	デフォルト区分	
					償却・引当	内部格付手法
1	リスク無	債務償還の確実性は最高水準であり、かつ安定している	正常先	正常債権	非デフォルト	非デフォルト
2	リスク僅少	債務償還の確実性は極めて高く、かつ安定している				
3	リスク小	債務償還の確実性は高く、かつ安定している				
4	平均比良好	債務償還の確実性は十分であるが、将来低下する可能性が存在する				
5	平均的水準	債務償還の確実性は当面問題ないが、将来低下する可能性がある				
6	許容範囲	債務償還の確実性は当面問題ないが、将来低下する可能性が高い				
7	平均比低位	債務償還の確実性は現状問題ないが、将来低下する懸念がある				
8	要注意1	債務償還上問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する	要注意先	要管理債権	非デフォルト	デフォルト
9	要注意2	債務償還上重大な問題が顕在化しており、今後の管理に細心の注意を要する (以下のいずれかに該当 ・3カ月以上延滞している貸出債権がある先 ・貸出条件緩和債権がある先)				
10	破綻懸念	経営難の状況にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きい	破綻懸念先	危険債権	デフォルト (注3)	デフォルト
11	実質破綻	法的・形式的な破綻には至っていないが、実質的に経営破綻の状態にある	実質破綻先	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権		
12	破綻	法的・形式的な破綻となっている	破綻先			

(注1) 金融庁が2019年12月に公表した「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方の別紙」に基づく、与信先の債務返済能力等に応じた区分です。

(注2) 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条の規定により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に定める資産の査定の基準に基づき求められている、債務者の財政状態および経営成績等を基礎とする区分です。

(注3) 破綻懸念先は、その一部をデフォルトとして認識しています。

②案件格付

事業法人等を対象に、保全状況等に基づいて案件格付を付与し、与信案件ごとの回収確実性を把握します。

③リテール・プール管理

リテール向けエクスポージャーについて、リスク特性が類似したプール区分を設定し、各エクスポージャーをプール区分に割当てることにより、プール単位での信用リスク管理を行うものです。

具体的には、4つの資産区分等（居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポ

ージャー、その他リテール向けエクスポージャー（事業性）、その他リテール向けエクスポージャー（消費性））ごとに、リスク特性に応じてPD・LGD・EADの似通ったプール区分を設定した上で、各エクスポージャーを当該プールに割当て、リテール・ポートフォリオの信用リスクの状況を把握します。

■ リテール・プール区分の概要

資産区分 プール区分	居住用不動産向け エクスポージャー	適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー	その他リテール向けエクスポージャー	
			事業性	消費性
PDプール区分	延滞の状況、取引先の属性や取引状況、商品の種類等により、デフォルトの可能性に応じたプールに区分しています。			
LGDプール区分	担保の状況、商品の種類、残高等により、損失の可能性に応じたプールに区分しています。			
EADプール区分		商品の種類、延滞の状況、極度枠の利用状況等により、デフォルト時の追加引出の可能性に応じたプールに区分しています。		

④パラメータ推計

事業法人等エクスポージャーについてPD・LGDを、リテール向けエクスポージャーについてPD・LGD・EADを推計し、自己資本比率計算での利用以外に、同一のパラメータ値により信用リスク計量を行っています。

また、事業法人等については、同一のデータソースを用いて

償却・引当等に用いるPD値を算定しています。

各パラメータは、原則として過去7年以上の実績データを基に、推計誤差や景気変動を勘案した値を算定しています。パラメータの推計値は、原則として年1回以上のサイクルで検証を行い、必要に応じて見直しを行う態勢としています。

(2) 内部格付制度の管理と検証手続

当社グループでは、内部格付制度の管理と検証について以下の態勢を構築しています。

①債務者格付

規程に則った格付制度の運用が、格付審査部門や営業店において行われていることを適宜検証しているほか、格付制度や格付モデル等の客観性、有意性、適切性等について定期的に検証を行い、格付制度やモデルの調整・改定の要否などについての必要な対応を検討する態勢としています。

②案件格付

デフォルト案件の回収実績データを継続的に蓄積することで、案件格付と回収実績を比較し、案件格付の検証を実施できる態勢としています。

③リテール・プール管理

リテール・プール区分の精度、およびプールの序列やプールごとのパラメータ推計値の安定性、リテール・プール区分の調整・改定の要否など、必要な対応を検討する態勢としています。

④パラメータ推計

パラメータ推計値の正確性や一貫性等についてバック・テスト（二項検定、正規検定等）により検証を行い、パラメータ推計値の調整や推計手法の改定の要否など、必要な対応を検討する態勢としています。

(3) 信用リスク計量化

信用リスクを合理的に把握し、自己資本政策の効率的運用と適切な与信条件の提示のために、信用リスクの計量化を実施しています。この計算結果を基に、リスク資本の配賦や与信ポートフォリオ管理を実施しています。

信用リスク管理

Ⅰ 個別与信管理の枠組み

個別案件の審査にあたっては、事業計画の妥当性や資金使途の確認、返済財源の把握、技術開発力・商品等の競争優位性、経営管理など幅広い観点から分析・評価を行い、併せて担保等による債権保全の妥当性を検証するなど営業店および本部審査部門双方の段階において、的確かつ厳正な与信判断を行っています。さらに、与信後においても、各種信用情報の収集、業界動向の分析、財務データの更新・分析、格付判定による業態の把握、担保評価の定期的な洗い替え、延滞管理の強化などのフォロー管理を徹底し、

不良債権発生についての予防的な管理、発生時の迅速かつ適切な対応に努めています。

本部審査部門では、業種や信用状況に応じた担当割りを行い、きめ細かな案件審査や営業店指導を行うとともに、本部・営業店間の情報交換を緊密に行い、与信先の業態の変化などに即応できる体制をとっています。

また、人財の育成とノウハウの蓄積を進めるとともに、外部機関等との連携体制を構築するなど、経営改善の早期実現に取り組んでいます。

Ⅱ 担保・保証による信用リスクの削減

当社グループでは、与信取り組みに際し担保・保証に安易に依存することなく、お取引先の経営状態、資金使途、返済能力等を総合的に勘案した与信判断を行っています。お取引先の業況変化等を完全に予測することは不可能であり、不測の事態への備えとして担保・保証による信用リスクの削減を補完的に行うことは重要であると考えています。

自己査定や償却引当、先進的内部格付手法による自己資本比率算出における主要な信用リスク削減効果は、国、地方公共団体、信用保証協会等の信用リスクが低い先による保証、および不動産等の担保によるものです。

不動産担保については、営業部門から独立した当社グ

ループ会社の福銀不動産調査株式会社が評価を行っています。同社では、原価法・取引事例比較法・収益還元法などを物件特性等に応じ適用し、定期的な評価見直しによる不動産価格変動等の反映、ゴルフ場など特殊大型物件についての不動産鑑定士の評価取得など、精度の高い評価を行っています。

また、自己資本充実度管理を行う上で、地価下落等による担保価値変動リスクを織り込んだストレス・テストのシナリオを設定し、不動産担保へのリスク集中の影響を勘案しています。

■自己資本比率計算における信用リスク削減手法の適用

①標準的手法

以下の信用リスク削減手法を勘案しています。

いずれも、契約書を締結し、対象物件の占有や登記等による法的有効性を確保しています。

- 1.貸出金との相殺が可能な自行預金（一定要件を満たした定期預金などが対象で、貸出金、預金とも残高、期日等を日次で把握しています）
- 2.適格金融資産担保（預金、国債、上場株式・債券等で、価格変動が生じる上場株式・債券等については、日次での評価見直しが可能なものに限定しています）
- 3.保証（主な保証人は、国、地方公共団体、信用保証協会です。そのほか、適格格付機関が格付を付与している場合も、信用リスク削減効果を勘案しています）およびクレジット・デリバティブ（主な取引相手は、銀行、証券会社です）
- 4.派生商品取引（外国為替関連取引、金利関連取引等）およびレポ形式の取引（現金担保付債券貸借取引等）における相対ネットリング契約

②基礎的内部格付手法（一部のエクスポージャーに適用）

上記の1～4に加え、以下の信用リスク削減手法を勘案しています。

- 5.適格資産担保（不動産担保、船舶担保等）
- 6.保証およびクレジット・デリバティブ（債務者格付ランクを付与している場合）

③先進的内部格付手法

上記の2～6の信用リスク削減手法を勘案しています。

※自行預金はLGD推計において勘案しております。

Ⅰ 与信ポートフォリオ管理の枠組み

信用リスクは、景気の変動等により、業種など共通の特性を持つグループに集中して顕在化する場合があります。このため、与信のポートフォリオが特定の業種や地域等に偏っていると、経済社会の循環的・構造的な変動により予想外に多額の損失を被る可能性があります。

こうした潜在的な損失リスクは、個別の与信先に対する管理のみでは捕捉することが困難であり、業種別のデフォルトの変動特性などを加味してリスクを計量化する等により、ポートフォリオとしての管理を行う必要があります。

(1) 自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

「リスク資本配賦制度」において、信用リスクに対するリスク量の枠(配賦リスク資本)を設定し、月次でリスク資本の使用状況をモニタリングし、適切なリスクコントロールに努めています。

(2) 集中リスクの抑制

特定先や特定業種への与信集中を制御するために、大口与信先(グループ)に対する与信残高アラームラインの設定、与信が比較的集中している業種に対する与信集中業種の指定のほか、危険度が比較的高いと認められた業種を特定業種として指定し、特段の注意をもって与信管理を行っています。

派生商品取引および長期決済期間取引にかかるリスク管理

Ⅰ リスク資本および与信限度枠の割当方法に関する方針

派生商品取引等のリスク管理については、統合的リスク管理の枠組みに従い、派生商品取引等の種類に応じたリスクを適切に把握した上で、リスク量の上限を設定しています。なお、統合的リスク管理の状況については、月次でグループリスク管理委員会に報告しています。

また、派生商品取引等の経常的な取引相手となる金融機関には、その信用力に応じた取引限度額(カレント・エクスポージャー方式により算出した信用リスク相当額)を設定し、その遵守状況を月次でグループリスク管理委員会に報告しています。

Ⅱ 担保による保全および引当金の算定に関する方針

経常的に派生商品取引等の相手先となる主要な金融機関との間でCSA契約(デリバティブ担保契約)を締結しており、相手先の信用力や取引状況に応じて担保を徴求することにより保全の強化を図っています。(外部格付の低下や取

引状況の変化等により、同契約に従って担保を追加的に提供することが必要となる可能性もありますが、影響は限定的と認識しています)

証券化エクスポージャー

■リスク管理の方針およびリスク特性の概要、体制の整備およびその運用状況の概要

当社グループは、投資家として証券化商品への投資を行っています。なお、オリジネーターとしての証券化エクスポージャーはありません。

投資家としての証券化取引は、証券化商品を保有することにより、信用リスク、市場リスクおよび一定の環境の下で売却が困難になるなどの流動性リスク(市場流動性リスク)を有していますが、当社グループではこれらのリスクを次のとおり管理しています。

まず、証券化商品への投資を行う際の投資基準として、他の商品との合算または必要に応じて商品単位で信用リスク、市場リスクおよび市場流動性リスクといった特性を踏まえて投資限度枠等を定めた「市場取引運用基準」や、投資できる証券化商品の種類や投資対象の内部格付の下限等の投資条件を定めた「投資要領」等を制定し、これらの基準の範囲内で投資を行っています。

次に証券化取引では、信用リスクを資産の保有者(オリジネーター)から切り離すことを目的にさまざまな仕組み(ス

ラクチャー)が組み込まれているため、個々の投資に際しては、「仕組みの分析」、「裏付資産の分析」および「補完機能の確認」等を含め、取引に内在する諸リスクを適切に把握・評価した上で、担当役員等の決定を受けて取り組んでいます。なお、再証券化取引については、原則として当面の間、取り組まない方針です。

取り組み後についても、フロントおよびミドル部門が、証券化エクスポージャーの構造上の特性を把握し、証券化エクスポージャーやその裏付資産について、包括的なリスク特性やパフォーマンスに係る情報を適時かつ継続的に把握するための体制を整備しています。また、定期的に格付変動の有無や時価の変動状況、トリガー条項(含む償還方法の変更)や誓約事項(コベナント)への抵触状況、裏付資産の状況および商品の市場流動性の状況といった諸リスクをモニタリングし、定期的にまたは必要に応じてALM委員会等に報告するなど、適切なリスク管理態勢を整備しています。

■証券化取引に関する会計方針

当社グループは、「金融商品会計に関する実務指針」等に則り、適正な会計処理を行っています。

■自己資本比率計算における信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

投資家となっている証券化取引については「外部格付準拠方式」及び「標準的手法準拠方式」により信用リスク・アセット額を算出しています。

市場リスク管理

当社グループでは、市場リスクを「金利、為替および株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を

被るリスク」と定義しています。

当社グループの市場リスクは、以下のように統括して管理しています。

■ 当社グループの市場リスク管理

当社グループでは、取締役会が市場リスク管理にかかる基本方針を制定しています。この基本方針を踏まえ、グループリスク管理委員会においてALM運営を含めた市場リスクの管理方針を決定し、施策の実施状況およびリスクの状況に関するモニタリングを通じて、グループ全体のリスクをコントロールする体制としています。

また、当社のリスク管理部門は、グループ各行の市場リスク管理部門からの報告に基づき、グループ全体の市場リスクおよび市場リスク管理の状況を把握・分析し、グループ各

行の市場リスク管理部門へのリスク管理態勢にかかる助言、取締役会等に対する定期報告を実施する体制としています。

具体的には、グループ各行のリスク・プロファイルを勘案して配賦したリスク資本と整合させて設定した各種リスク限度枠の運用状況をモニタリングするなどして、市場リスクを管理しています。このリスク限度枠の設定については、トレーディング部門、バンキング部門ともVaR^(注)を共通の尺度としています。

(注) VaRは、一定の確率のもとで発生し得る予想最大損失額を表しています。

■ グループ各行の市場リスク管理

グループ各行の取締役会は、当社が定めた「市場リスク管理方針」を踏まえた基本方針および具体的管理方法を定めた管理規則を制定し、行内の関連部署に周知させ遵守する態勢を整えています。

グループ各行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に諮ります。

グループ各行のリスク限度枠等については、当社から配賦されたリスク資本額やその他市場リスク管理に必要な限度枠を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っています。

市場取引にかかる組織は、市場取引部門（フロント・オフィ

ス）、リスク管理部門（ミドル・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

リスク管理部門は、VaRや10BPV（ベース・ポイント・バリュ）^(注)を用いたリスクの計測および規程の遵守状況のモニタリングを行い、当社のリスク管理部門、グループ各行のリスク管理部門担当役員に対しトレーディング取引およびバンキング取引の状況について月次で報告するとともに、グループリスク管理委員会およびグループ各行の取締役会に対しても定期的に報告する等、リスク管理態勢の強化に努めています。

(注) 10BPVは、金利が0.1%変動した場合の評価損益変動額を表しています。

■ 金利リスクに関する事項

当社グループおよびグループ各行では、トレーディング取引等を含む全ての金利感応資産・負債の金利リスクの水準をモニタリングする一環として Δ EVE^(注1)および Δ NII^(注2)を月次で計測しています。 Δ EVEおよび Δ NIIの計測対象範囲は、当社およびグループ各行とし、グループ関連会社については重要性を踏まえて判断しています。

リスク管理部門は、自己資本に対する Δ EVEの比率に加え、VaRおよび10BPV等の金利リスクに関する指標を計測し、グループリスク管理委員会およびグループ各行のALM委員会に月次で報告しています。また、VaRおよび10BPVについては、アラーム・ポイントを設定した上でモニタリング

を行うなど、金利リスクを適切に管理しています。

また、自己資本の充実度評価やストレステストの実施にあたり、過去の金利上昇やマクロ経済シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検討しています。

なお、金利リスクを削減する方法としては、有価証券の売却、金利スワップ、債券先物取引等があり、ヘッジ会計の適用要件を充足する取引については、ヘッジ会計を適用しています。

(注1) Δ EVEとは、金利ショックを与えた場合の経済価値の減少額を表しています。

(注2) Δ NIIとは、金利ショックを与えた場合の算出基準日から12カ月を経過する日までの間の期間収益の減少額を表しています。

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理

■ リスク管理の方針および手続の概要

当社グループでは、政策投資に関する基本方針に基づき、お取引先の株式等を保有しており、購入・管理・売却・報告等について適切なリスク管理を行っています。

購入については、投資先の成長性、取引状況、公共的位置づけ等、総合的な観点から投資の可否を判断しています。

管理については、投資先の取引状況および業態管理を行い、継続保有あるいは売却について協議、決定しています。

報告態勢としては、株価下落率の高い銘柄の報告に加え、

購入および売却銘柄について四半期ごとにグループリスク管理委員会に報告しています。なお、購入および売却時は、投資先に関するインサイダー情報の有無確認等の法令遵守を徹底しています。

また、価格変動リスクについては、月次でグループリスク管理委員会に報告し、リスク量が配賦リスク資本額内に収まっているかモニタリングしています。

流動性リスク管理

当社グループでは、流動性リスクを「運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引が

できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)」と定義しています。

当社グループの流動性リスクは、当社が以下のように統括して管理しています。

■ 当社グループの流動性リスク管理

当社グループでは、流動性リスクの軽視が経営破綻や、ひいては金融機関全体の連鎖的破綻(システミック・リスク)の顕在化につながりかねない重要なリスクであるとの認識のもと、取締役会が流動性リスク管理にかかる基本方針を制定しています。この基本方針を踏まえ、グループ各行のALM委員会での協議を経て、グループリスク管理委員会において流動性リスクの管理方針を決定し、施策の実施状況およびリスクの状況のモニタリングを通じて、グループ全体のリスクをコントロールする体制としています。

また、当社のリスク管理部門は、グループ各行の流動性

リスク管理部門からの報告に基づき、当社グループの流動性リスクおよび流動性リスク管理の状況を把握・分析し、グループ各行の流動性リスク管理部門へのリスク管理態勢にかかる助言、取締役会等に対する定期報告を実施する体制としています。

具体的には、グループ各行のリスク・プロファイルを勘案して、グループ各行において資金繰りの状況に応じた管理区分および管理区分に応じた対応方法等の制定および資金繰りにかかる各種リスク限度枠を設定し、管理を行っています。

■ グループ各行の流動性リスク管理

グループ各行の取締役会は、当社が定めた「流動性リスク管理方針」を踏まえた基本方針、具体的管理方法を定めた管理規則および流動性危機時の対応方針を定めた規則を制定し、グループ各行ではこれらに則り流動性リスク管理を行っています。

グループ各行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に諮ります。

グループ各行のリスク限度枠等については、リスク・プロファイルに応じて資金繰りリミットや担保差入限度額等を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っています。

グループ各行の資金繰りの状況について、状況に応じた管理区分(平常時、懸念時、危機時等)および状況に応じた

対応方針を定め、資金繰り管理部門が月次で管理区分を判断し、グループリスク管理委員会が必要に応じて対応方針を協議する体制としています。

流動性リスクにかかる組織は、資金繰り管理部門、リスク管理部門、内部監査部門の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

リスク管理部門は、規程の遵守状況のモニタリング等を行い、当社のリスク管理部門、グループ各行のリスク管理部門担当役員に対し流動性リスクおよびリスク管理の状況について月次で報告するとともに、グループリスク管理委員会およびグループ各行の取締役会に対しても定期的に報告する等、リスク管理態勢の強化に努めています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当社グループの業務において内部プロセスの不備や役職員のミス、システムの不具合、または災害等の外的要因により損失が発生するリスクをいい、システムリスク・事務リスク・有形資産リスク・労務リスク・法務リスク・風評リスクに分類して管理しています。

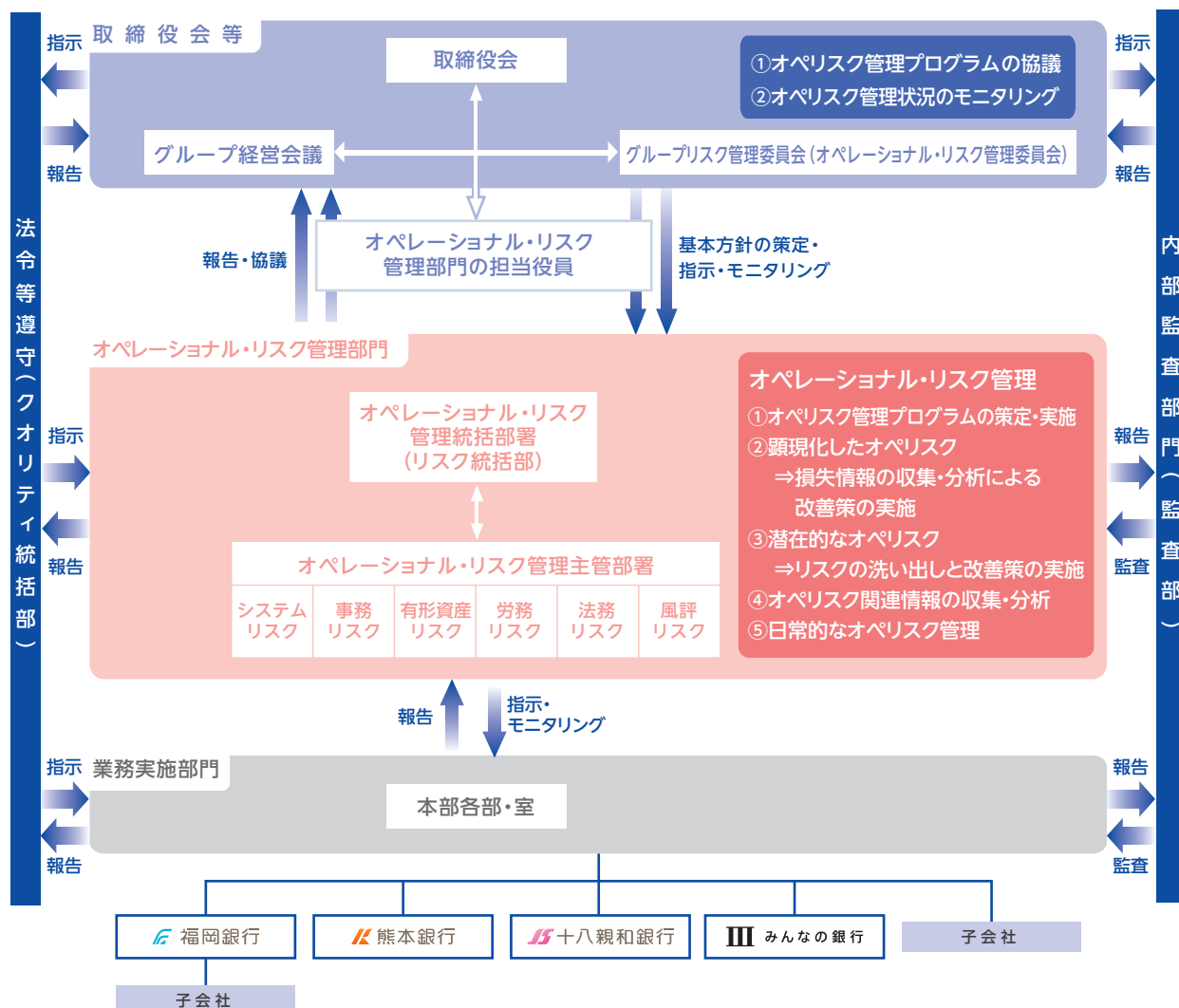
ビジネス領域の拡大・デジタル化の進展による商品や取扱業務の多様化、サイバーセキュリティや情報管理等の重要性の高まり、自然災害の多発等、当社グループを取り巻く経営環境の急激な変化に対応し、予防的なリスク管理態勢を構築するためにも、オペレーショナル・リスク管理の重要性は、ますます高まっています。

当社グループでは、取締役会において、オペレーショナル・リスクを適切に管理するための組織体制および仕組み

整備し、リスク顕現化の未然防止と発生時の影響を極小化するための基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理プログラム」を制定し、オペレーショナル・リスクを総合的に管理しています。

さらに、オペレーショナル・リスクを適切に特定・評価・把握・管理・削減するために、顕現化したリスクに関しては損失情報を収集・分析し、潜在的なリスクに関してはリスク・コントロールセルフアセスメント(RCSA⇒リスクとコントロールの有効性に関する自己評価)等により、適切な対応策を実施するとともに、取締役会やオペレーショナル・リスク管理委員会を通して適時・適切なモニタリング・コントロールを実施しています。

Ⅰ 当社グループのオペレーショナル・リスク管理体制



Ⅰ システムリスク

システムリスクとは、当社グループのコンピューターシステムの停止、誤作動、不正利用により損失が発生するリスクをいいます。

当社グループでは、進化し続けるICT（情報通信技術）の動向を的確に捉えながら、グループ全体のサービス品質の向上、業務の効率化、システムの安全稼働等を最優先の課題とし、取締役会において、情報資産を適切に保護し管理するための基本方針を定めた「セキュリティポリシー」、システムリスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「システムリスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「システムリスク管理プログラム」を制定し、システムリスクを総合的に管理しています。

グループ各行では、システムの安全稼働に万全を期すために、コンピューターセンターと営業店・ATM等を結ぶ通信回線や預貸金情報を蓄積している元帳データ等の二重化、情報の暗号化および不正アクセス・情報漏洩を防止するシステムを導入しています。

また、地震等の大規模災害等、不測の事態に備えて、グループ各行ともメインセンター・バックアップセンターの2拠点でシステムを運営する体制としており、業務継続計画

(BCP)に基づく訓練を定期的の実施することで、不測の事態が発生した場合においても継続して金融サービスが提供できる態勢を整備しています。

急速に高度化・巧妙化しているサイバー攻撃リスクに対応するため、当社ではIT部門にサイバーセキュリティ専任組織「サイバーセキュリティ対策グループ」を設置し、セキュリティベンダや外部機関からサイバー攻撃手法の動向や脆弱性といったセキュリティ関連情報を収集・集約し一元的な対策状況の管理を実施しています。また、サイバーセキュリティ対策グループを事務局として「FFG情報セキュリティ部会（FFG-CSIRT）^(注)」を運営し、サイバー攻撃発生時はシームレスな業務間連携による初動対応、平時はセキュリティ情報の共有や非常時訓練等を定期的の実施しています。なお、実行性を高める活動などについて、上位組織である「グループIT特別委員会」において、年次で経営陣に状況を報告しています。

テレワーク環境の利用においては、社外から社内システムへ安全に接続するためのセキュリティを担保しながら、業務継続態勢の構築に取り組んでいます。

(注) CSIRT(Computer Security Incident Response Team)
…サイバーセキュリティ事案の迅速な対応を目的とした組織

Ⅱ 事務リスク

事務リスクとは、当社グループの役職員が正確な事務を怠ったり、不正を起こしたりすることによって、経済面あるいは信用面の損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、全ての業務に事務リスクが内在するとの認識のもと、取締役会において、事務リスクの適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「事務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「事務リスク管理プログラム」を制定し、事務リスクの総合的な管理を行っています。

また、事務に内在するリスクやコントロールの分析・評価を行い、潜在的な事務リスクへの対策を講じるとともに、顕現化した事務リスクについては幅広く情報の収集・分析を行い、事務ミス・事務事故の再発防止に努めています。

このほか、グループ各行では、ますます多様化・複雑化する業務に適切に対処していくため、業務のシステム化や集中化を推し進めるとともに、研修や臨店指導を通じて役職員の事務レベル向上に取り組むなど、事務リスク低減に向けたさまざまな取り組みを行っています。

Ⅲ 有形資産リスク

有形資産リスクとは、当社グループにおいて事故、災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失が発生するリスクをいいます。

当社グループでは、自然災害や外部からの脅威等の増加により有形資産が毀損するリスクが増加しているとの認識のもと、取締役会において、有形資産リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた

「有形資産リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「有形資産リスク管理プログラム」を制定し、有形資産リスクを総合的に管理するとともに軽減するための適切な方策を講じています。

なお、グループ各行においては、バリアフリーの充実などお客さまへのサービス拡充および耐震強化のため、引き続き店舗建替え・改修工事を計画的に進めています。

オペレーショナル・リスク管理

Ⅰ 労務リスク

労務リスクとは、当社グループの労務慣行(役職員の人事処遇や勤務管理上の問題等)および職場の安全衛生環境上の問題により損失が発生するリスク、並びに役職員の不法行為により使用者責任を問われるリスクをいいます。

当社グループでは、労務リスクは重要なオペレーショナル・リスクの一つであるとの認識のもと、取締役会において、労務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していく

ための基本事項を定めた「労務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「労務リスク管理プログラム」を制定し、労務リスクを総合的に管理するとともに軽減するための適切な方策を講じています。

また、人権啓発に関する研修を定期的の実施するとともに、外部の人権啓発行事への積極的な参加により、グループ役職員の人権に関する意識向上に取り組んでいます。

Ⅱ 法務リスク

法務リスクとは、当社グループが法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、事務リスクと同様に全ての業務に法務リスクが内在するとの認識のもと、取締役会において、法務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「法務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「法務リスク管理プロ

グラム」を制定し、法務リスクを総合的に管理しています。

さらに、協議・報告を通して、法務リスク管理態勢に必要な指導・助言を行うとともに、法務リスクに関連する情報を一元管理し、法務リスク管理態勢の強化に努めています。

なお、法務リスクに関連する情報を日常的に収集・把握することを通して、法務リスク管理態勢の充実と強化に取り組んでいます。

Ⅲ 風評リスク

風評リスクとは、マーケット等において、噂や憶測といった曖昧な情報や、事件事故等の発生に伴う風評から当社グループの評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、取締役会において、風評リスクに関する基本事項を定めた「風評リスク管理規則」を制定し、風評リスクの管理に取り組んでいます。また、緊急を要する風評リスクが顕現化した場合には、危機管理部署で構成

する総合対策本部の指示のもと、迅速かつ適切に、事態の収拾・沈静化を図り、影響を最小限に止めるよう努めています。

さらに、グループ各行との協議・報告を通して、風評リスク管理態勢に必要な指導・助言を行うとともに、風評リスクに関するモニタリング等により、関連情報の収集を行うことで、風評リスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

